

基本施策3 スポーツ環境の充実と推進

誰もが安全快適にスポーツに取り組むために、長洲町総合スポーツセンター等拠点となる施設の管理運営は重要です。

さらに、身近な地区公民館（介護予防拠点施設）や計画されているウォーキングコース等、誰もが手軽に楽しみながらスポーツに触れることができる場を活用したスポーツを推進していく必要があります。

また、町民がスポーツに関する情報を十分に得られるため町内で実施されているスポーツに関する情報を広く収集する体制の整備とともに、「広報ながす」やホームページ、SNS等各種情報媒体を利用した効果的な情報提供に努めます。

近年、ICTの技術が様々なところで活用され、スポーツの分野においてもスポーツ・レクリエーション活動等の拡充が期待されます。

その効果を上げるためにもスポーツ分野でのICT技術の活用の充実に図ります。

（1）身近なスポーツ活動の場の提供

施策の現状と課題

スポーツ施設や学校体育施設は、日常的なスポーツや健康づくりの場として、多くの町民に積極的に利用されています。

今後は、利用者の要望や意見を参考に、利用者が快適に施設を利用できるように努める必要があります。

また、身近な地区公民館（介護予防拠点施設）で気軽に参加できる健康運動等が行われ高齢者の健康増進は図られてはいますが、まだスポーツに触れることのない人たちへのアプローチが必要です。

具体的な施策内容

学校体育館においては、利用者の利便性を考え、備品や道具の維持管理等について、関係する課で調整を図ります。

また、各主体によるスポーツ施設や地区公民館等での事業等について、情報共有を行い利用される方への利便性を向上させるため情報提供できる体制づくりに取り組めます。

◆学校体育施設の有効利用

- 学校体育施設は町民にとって身近で日常的に利用できるスポーツ施設のひとつです。このため小中学校体育施設の平日(夜間)や土日開放を引き続き小・中学校と連携しながら行っていきます。
また、利用者の利便性といろいろなスポーツ活動ができるよう備品等の整備についても関係各課と連携し充実を図ります。

◆地区公民館(介護予防拠点施設)でのスポーツ・レクリエーションプログラムの推進

- 福祉保健介護課による高齢者を対象とした身近な施設である地区公民館(介護予防拠点施設)で気軽に参加できるストレッチや軽体操等を内容とするスポーツ・レクリエーションプログラム等の取組みを推進します。

◆スポーツに触れることのない人たちへのアプローチや周知

- 現在、スポーツをしていない人やこれからスポーツを始めようとする人にとって、スポーツ・レクリエーション活動は、老若男女問わず誰でも行いやすいことから、スポーツ推進委員との連携によりその紹介・普及に努めます。
- 性別・年齢を問わず取り組むことができ、世代間交流を促す軽スポーツ・レクリエーション活動や健康づくりをテーマとしたスポーツイベントを推進します。
- 町民の主体的なスポーツ活動を促進するため、スポーツ大会、スポーツ施設情報のほか、地域スポーツの情報、健康やスポーツに関する情報等といった町民のニーズに対応した幅広いスポーツ情報の提供を図ります。



地区公民館を利用した手軽な健康教室

(2) スポーツ施設の整備・拡充

施策の現状と課題

本町のスポーツ施設は、B & G財団^{※12}から譲渡された体育館、武道場及び艇庫をはじめとして各施設で老朽化が進んでいます。建設から30年以上経過している施設や設備については、適正な維持・管理を行っていくとともに、町個別施設計画に基づき、計画的な施設改修に取り組んでいかなければなりません。

また、スポーツ施設の管理・運営に関して、平成23年10月から指定管理者制度を導入し、サービス向上と効率的で利用しやすい施設管理に努めています。

しかし、今回の公共施設についての調査では、ソフト展開での希望が32.6%と一番多い割合を示していました。ハード面では「施設数の増加」が26.7%、「利用手続きなどの簡略化」と「利用案内などの広報の充実」がそれぞれ18.6%と続いています。

また、障がい者や高齢者のスポーツ環境として、ハード・ソフト面から利用しやすい環境としては高い評価は得ていません。

具体的な施策内容

スポーツ施設の整備・充実は、町民のスポーツ活動を推進するための基盤として極めて重要です。このため、町民の誰もが、スポーツ施設を安全・快適に利用することができるよう、B & G財団等の修繕助成等を活用しながら、施設の利用形態や状況等も含め、町個別施設計画に基づき、老朽化した既存施設を計画的に修繕や改修を行い、スポーツ施設の整備に努めます。

また、スポーツ施設の管理運営については利用者のサービス向上と効率的運営を目指し、民間の有する能力・人材を活用しながら指定管理者と連携・協力を図ります。

◆スポーツ施設の整備

- 施設の利用形態や状況及び町民の要望等も含め、町個別施設計画に基づき、老朽化した施設の計画的な改修整備に取り組み、バリアフリー化も含め利用者の方々が安心して快適にスポーツ活動ができるよう施設機能の維持・充実を図ります。

◆指定管理者制度の活用

- 利用者サービスの向上と効率的な管理運営を目指し、総合スポーツセンターの管理運営に平成23年10月から指定管理者制度を導入しました。民間のノウハウを活用した「各種スポーツ教室の開催」「きめ細やかなサービス」「利便性の提供」及び「満足度の向上」に取り組み、利用者拡大に向け指定管理者と協力しながら適切な管理運営を図ります。

◆民間のスポーツ施設の利活用

- 町民の各種スポーツ活動の促進を図るため地元企業や有明広域行政事務組合と連携し、これら所有のグラウンド等、民間のスポーツ施設の利活用を推進します。

(3) B & G財団及び各種スポーツ団体との連携

施策の現状と課題

社会状況の変化や多様化する町民のスポーツニーズに対応するには、運動・スポーツの推進に係る行政組織間の連携、また、健康・体力づくりや競技力の向上に取り組むスポーツ関係団体の充実が不可欠です。

本町でも、少子高齢化が進み、学校での運動部活動が成り立たなくなったり、指導者不足や各種団体の会員減少、後継者不足、財源不足等、多くの課題があります。

これまでのように、各種団体の単独活動だけでは先細りの状況になっていくのは明らかであり、今後さらに複数の関係団体と連携・協働を図りながら、それぞれの団体が活性化できるようにする必要があります。

具体的な施策内容

地域スポーツの推進のみならず、健康づくりや生きがいづくり、さらには、地域コミュニティの形成等、様々な役割を担っている町体育協会、NPO法人長洲にこにこクラブ（総合型地域スポーツク

ラブ)等との連携・協働を強化し、さらには横断的な全町的取組をムーブメントにしながら、地域住民の生活の中に新たなスポーツ活動も含めた「スポーツ・イン・ライフ^{※1}」をめざしていきます。

◆横断的なスポーツ推進体制の整備

- 町民の健康・体力づくりやスポーツの推進に係る行政組織の連携・協働を一層促進するため、定期的な情報提供や会議の開催、研修会の合同開催等を通して、それぞれの役割分担を踏まえた横断的なスポーツ推進体制を整備していきます。
- 町内における全町的体制でのスポーツ推進を図るため、スポーツ活動に関わる町内関係団体や個人が、情報を共有し相互に連携・協力した町スポーツ関係者の交流ネットワーク（仮称）「町スポーツ推進会議」の整備を考えています。

◆関係団体との連携・協働

- B & G財団との連携

海洋性レクリエーションを通じた青少年の健全育成と地域住民の健康づくりを図るための「B & Gプラン」に基づき、時代の変化や社会のニーズに対応した事業を展開します。
- 長洲町体育協会との連携

体育協会は、スポーツを通じて町民の体力を向上し、明るく健康な町づくりに寄与することを目的として活動している団体です。また、「各種競技会並びに講習会の開催」「加盟団体の育成強化」「役員・選手の派遣」「調査・研究」「クラブの育成（少年部）」等、広範囲にわたって事業を展開する団体でもあります。そのため、各種事業の推進や事業成果の把握等が効率的に推進できる体制の整備・充実が図られるよう支援します。
- 長洲町スポーツ推進委員協議会の充実

本委員会はスポーツ基本法に基づき、本町では教育長が委嘱する推進委員15名で構成されています。地域スポーツ推進の中核団体で、実技指導等やスポーツの推進のための実施に係る連絡調整役として役割が大きく期待されています。そのため、研修会等の開催を通してスポーツ推進委員の資質の向上と活動の活性化に努めていきます。

○ 学校体育団体との連携

小・中学校体育連盟の長洲町各小中学校における体育・スポーツ推進を通して、児童生徒の心身の健全な育成や各競技種目の競技力の向上に取り組んでいます。

今後も児童生徒のスポーツ環境の整備・充実に図るとともに生涯にわたってスポーツに親しむ人づくりの基盤整備、競技者の育成支援などの観点から町体育協会や町スポーツ推進委員及びNPO法人長洲にこにこクラブ(総合型地域スポーツクラブ)等と機能的に連携し、地域の指導者の活用など相互の連携・機能充実に図ります。

○ 長洲町身体障害者福祉協議会との連携

障がいのある人のスポーツ・レクリエーションの普及・推進を図るため、情報の共有を積極的に進め、さらなる推進に努めます。

(4) スポーツ情報の提供

施策の現状と課題

スポーツ情報の内容は、いろいろな視点での情報があると考えます。スポーツの良さや本計画の内容、本町のスポーツ環境(ハード面・ソフト面)について等、正しく知ることからスポーツの推進が始まることを再確認しながら、進める必要があります。

今回の調査で「スポーツをもっと推進させるために、長洲町は今後どのようなことに力を入れてもらいたいか」の質問に対して、「広報活動」を選択した割合が23.0%と前回からの調査より課題としての意識は低くなっていますが、まだまだ認知されていない部分はあるのではないかと考えています。

調査での意見で、「体力が向上することで、どんな効果があるのかを明確にする方が児童生徒も保護者にも意図が伝わりやすいのでは?」「何のための体力を向上させるかも必要だと思います。」という内容もありました。

また、スポーツに関わる主体は町民の方々です。「する」「みる」「ささえる」「知る・学ぶ」といった視点でのスポーツに関する様々な情報を知ることにも力を注ぐ必要があります。

町民がスポーツに対して興味や関心を持つためにも、多くの情報を提供する必要があります。

具体的な施策内容

スポーツ施設の利用案内、イベント情報、スポーツ教室等についての情報提供は広報誌「広報ながす」や町ホームページ、SNS等を活用したり、NPO法人長洲にこにこクラブ独自の広報での告知を、スポーツの医学的・生理学的必要性等は学校教育や福祉保健介護課等関係者の連携のもと、いろいろな情報を提供しながら、住民の方々のスポーツへの関心を高めていきます。

◆計画の広報活動の推進

- この計画の基本理念「“スポーツの力”で活力ある・明るいまちづくり」をめざすことにおいて、生涯スポーツの社会の実現のために、町民のスポーツに携わる全ての人々が基本理念はもちろん、この計画のめざす姿を共有し、具体的内容を熟知できるよう様々な機会を利活用して周知を継続していきます。

◆積極的なスポーツ情報の発信・提供

- 町広報誌「広報ながす」や町ホームページ等を活用し、スポーツに関する情報の積極的な提供と町内で活動するスポーツ団体やサークル等についての活動情報、各種運動教室、気軽に運動できる環境等の様々なスポーツ関連情報の提供の充実を図ります。
- 学校教育との連携（地域学校協働活動の観点）の取組みとして、今後考えていく必要があります。地域スポーツを推進するためにも学校教育の課題を共有し、今後の児童生徒の持続可能なスポーツ環境の整備を図ることが必要です。

「地域の活動としてのスポーツ環境をどう構築していくか」中学校の学校運動部活動の課題がクローズアップされる中、今後地域との連携・協働作業の中で課題解決を図っていきます。

◆住民ニーズの把握

- 多様化するスポーツニーズに適切に対応し、スポーツ活動への住民参加をより促すため、施設利用者に対するアンケート調査や町体育協会、町スポーツ推進委員等との意見交換等を行い、スポーツ活動に関する住民ニーズの把握に努めます。